

北九州市教育委員会事務
点検・評価報告書
【令和2年度実績】

令和3年9月
北九州市教育委員会

□ はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）第26条では、すべての教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

これを受け、北九州市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、令和2年度の教育委員会の事務について点検及び評価を行いました。本報告書は、その結果及び教育に関し学識経験を有する者の意見をまとめたものです。

令和2年度は、あらゆる面で新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、教育委員会では関係機関や専門家の意見を聞きながら、感染拡大防止と学びの継続に最善を尽くしました。

全国学力・学習状況調査が中止となるなど、この点検・評価にも影響が生じましたが、可能な限り指標の数値による客観的な評価となるよう努めました。

この点検及び評価を踏まえ、引き続き「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「教育プラン」という。）に基づき、効果的な教育行政を進めてまいります。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◆本報告書における「幼稚園」「小学校」など学校種の記載は、原則として「市立」の幼稚園、学校を指します。

□ 第1章	北九州市教育委員会について	3
□ 第2章	教育委員会の活動状況	
1	教育委員会会議	4
2	総合教育会議の開催	4
3	教育委員の活動状況	5
4	教育委員のコメント	6
□ 第3章	点検・評価について	
1	「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」について	11
2	点検・評価についての基本的な考え方	13
□ 第4章	令和2年度施策の点検・評価	
	施策体系と評価一覧	14
施策1	確かな学力の育成	16
施策2	健やかな体の育成	20
施策3	豊かな心の育成	25
施策4	特別支援教育の推進	28
施策5	大量退職・採用時代における教員の資質向上	31
施策6	学校における業務改善の推進	33
施策7	長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応	35
施策8	児童生徒等の安全の確保	40
施策9	家庭・地域・学校の連携	42
施策10	社会的・経済的な課題への対応	45
施策11	教育環境の整備	47
施策12	学校施設の整備	50
□ 第5章	新型コロナウイルス感染症にかかる令和2年度 of 取組	51
□ 第6章	学識経験者等の知見の活用	
1	概要	58
2	学識経験者等の意見	59
□ 第7章	巻末資料	
1	令和2年度 教育委員会会議付議案件一覧	73